

事業所説明会に寄せられたご質問への回答

No	質問事項	回答
1	会社の保養所の場合、宿泊料は会社が立て替え、後日、従業員の給与から相殺している。この場合、宿泊税はいつ徴収すべきか。	宿泊税は「宿泊という行為」に対して課税される税であるため、宿泊が行われた日（宿泊日）を基準に課税されます。 会社立替や給与相殺、宿泊予約サイト（OTA）による後払い決済など、支払方法や精算時期にかかわらず、宿泊の事実が確定した時点で宿泊税は発生します。 そのため、特別徴収義務者（宿泊事業者）の責任において、宿泊日を基準に宿泊税額を算定し、申告・納付を行ってください。
2	一棟貸しの場合で、子ども料金の設定の有無により宿泊税の計算方法はどうなるか。	① 子ども料金を設定している場合 宿泊料金は「宿泊人数で除した1人あたりの料金」を基準に計算します。子ども料金やベビーベッド代など、特定の宿泊者に帰属することが明らかな費用は、その人のみに適用します。  〈例〉 大人2人・乳児1人（12歳未満）／ベビーベッド代 3,000円 一棟貸し料金：50,000円 ベビーベッド代：3,000円（乳児に明確に帰属）  計算 $50,000\text{円} \div 2\text{人} = 25,000\text{円}$ （大人1人あたり） →宿泊税： $300\text{円} \times 2\text{人} \times 1\text{泊}$ 乳児（12歳未満）：免稅 ベビーベッド代 3,000円：乳児に帰属するため課税対象外  ② 子ども料金の設定がない場合 総額を「課税対象となる人数」で按分します。12歳未満は免稅のため、按分人数に含めません。  〈例〉 大人2人・子ども1人（12歳未満） 一棟貸し料金：50,000円 $50,000\text{円} \div 2\text{人} = 25,000\text{円}$ （大人1人あたり） →宿泊税： $300\text{円} \times 2\text{人} \times 1\text{泊}$ 12歳未満の子ども：免稅（按分対象外）
3	那須町から OTA（楽天・じゃらん等）への周知はどこまで対応するのか。また、設定方法についてはどのように行うのか。	町からOTA各社に対して、那須町宿泊税制度の概要について周知依頼を行います。 ただし、宿泊税の表示方法や決済への反映方法、設定手順等はOTAごとに仕様が異なるため、具体的な設定作業については、各宿泊事業者において、利用しているOTAへ直接ご確認ください。
4	経営申告書はいつまでに提出すればよいのか。また、HPよりダウンロードできるが紙でいただきたい場合にはどうすればよいか。	提出開始日：令和8年1月13日（火） 入手方法：町HPからダウンロード可能。紙で必要な場合は税務課窓口でも配布します。
5	補助金は先着順ではなく、基準に合えば全員対象となるのか。	本補助金は先着順ではありません。要綱の基準に適合する場合、原則として補助対象となります。交付は予算の範囲内で行われます。 予算超過が見込まれる場合、町として追加予算を検討します。
6	レジシステム以外に PMS（ホテル管理システム）の改修も補助対象となるか。	宿泊税の申告・納入事務に必要な改修であれば、レジシステム・PMSいずれも補助対象となります。
7	申請期間内に改修が完了しない場合は補助の対象外となってしまうか。（※改修に着手しているがR8.12.31までに完了しなかった場合）	原則として補助対象外となります。補助金の対象は、令和8年12月31日までに改修および支払いが完了した経費に限られます。
8	複数のシステム改修を行った場合も上限の100万円以内であれば対象となるか。	複数のシステムであっても、補助対象経費の合計が上限額以内であれば補助対象となります。
9	申請期間前に先立って改修に着手した場合も補助の対象となるか。	対象外です。補助金要綱において、交付決定前の着手経費は補助対象外と定めております。
10	当事業所が全国チェーンのホテルとなり全国共通のPMSを使用している。改修となると数千万円かかるが上限の見直しへは無いか。また、那須だけの改修ではなくチェーン展開している全事業所を対応した改修となった場合も対象となるか。	上限額の見直しへは予定しておりません。 本補助金は町内の特別徴収義務者全体を対象とする制度であり、公平性の観点から上限額は一律としています。 また、全国チェーンで共通のシステム改修であっても、那須町の宿泊税対応に必要な部分に限り補助対象とし、上限額は変更ありません。

事業所説明会に寄せられたご質問への回答

No	質問事項	回答
11	現在建替えのため休館中となるが、休館中でも特別徴収義務者の登録をしておけば対象となる認識で良いか。	旅館業法の許可が継続しており、特別徴収義務者として登録されている場合は、休館中であっても補助対象となります。
12	宿泊料金に含まれるもの・含まれないものは何か。	宿泊料金は、食事代や消費税を除き、サービス料等を含む“宿泊に必要な費用”です。清掃料・寝具代・入浴代などは含まれますが、食事代・税金・遊興費・立替金・チップ等は含まれません。詳細は手引きをご覧ください。
13	県外の宿泊予定者への周知はどのように行うのか。	OTAでの案内掲載依頼、観光協会経由の発信、町公式HPに加え、町のSNSでも情報発信して周知します。
14	宿泊税の使途（観光インフラ整備など）について詳しく知りたい。	宿泊税は、登山道・歩道の整備といった観光インフラの充実に活用します。
15	宿泊税の使途事業であることをどのように周知するのか。	宿泊税を財源とした事業が一目で分かるよう、使途を「見える化」するロゴや表示物の作成を検討しており、町HP・SNSなどを通じて周知していきます。
16	宿泊税を拒否された場合の対応は。	宿泊行為があれば課税され、特別徴収義務者には申告・納入義務があります。 町は文書・HPで周知し、施設の不利益が生じないよう広報を強化します。
17	1泊2食プランの場合、食事代と宿泊料金は分ける必要があるか。	食事代は宿泊料金に含まれないため、必ず区分してください。
18	帳簿や予約システムを新たに作成する必要はあるか。	現在使用している帳簿・システムに「宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載」が記録できていれば、新たな作成は不要です。
19	12歳未満の子どもの扱い（免税基準）は。	12歳未満は課税免除です。町がすでに運用している入湯税と同様の取扱いを採用しています。
20	レジャー施設・飲食店等でも周知するのか。	町施設（道の駅など）や観光協会に協力を依頼し、町外観光客にも周知を広げます。
21	ペットは宿泊税の対象となるか。	対象外です。宿泊税は人の宿泊に課税されます。
22	修学旅行生の確認方法は。	学校発行の「修学旅行等であることの証明書」で確認してください。 証明書は5年間保存をお願いします。
23	インターネット申告とは何を想定しているのか。	eLTAX または メールによる提出を想定しています。
24	事業者から『負担が増える』との意見について。	負担軽減のため、レジシステム改修費等補助金（上限100万円）を設け、事務負担・費用負担の軽減を図ります。
25	食事代としての基準額はあるのか。	基準額はありません。実際に設定している食事代を宿泊料金から除外してください。
26	一棟4万円貸切の子ども料金の考え方。	子ども料金設定がない場合は、総額を課税対象人数（12歳以上）で按分し、12歳未満は免税とします。
27	免税基準を「12歳未満」ではなく「小学生以下」にすべきでは。	町がすでに運用している入湯税と同様の取扱いを採用していますが、必要に応じて見直しも検討します。
28	町内外での周知方法は。	ポスター・HP・SNS・観光協会など複数媒体で、町内外の宿泊予定者に広く周知します。